



2021. 3. 26

4月1日(木)から「遺言信託業務」の取扱を開始

静岡銀行（頭取 柴田 久）では、第14次中期経営計画「COLORs ～多彩～」で掲げるビジョン「地域のお客さまの夢の実現に寄り添う 課題解決型企業グループへの変革」の実現をめざし、「遺言信託業務」の取扱を開始しますので、その概要をご案内します。

1. 取扱開始日 4月1日（木）
2. 取扱店舗 国内営業店（出張所、代理店を除く）
※ライフプランサポートグループに専任者を配置し、取扱店舗と連携して対応します。

3. 遺言信託業務の内容

（1）遺言書の作成サポート

- ・ご家族の皆さまの状況や財産の内容、財産の承継に関するお考えなどをうかがい、遺言書の原案を作成します（公正証書遺言の作成をサポートさせていただきます）。
- ・事前に遺言書を作成しておくことで、お客さまがご逝去された際のご遺族の方々の遺産分割協議のご負担や争続発生リスクの軽減につながります。

（2）遺言書の保管

- ・お客さまの公正証書遺言を静岡銀行が厳正に保管します。
- ・保管期間中には、財産状況や遺言内容の変更など、定期的にご照会します。

（3）遺言の執行

- ・遺言者をご逝去された際には、遺言書にもとづき、静岡銀行が相続人に代わって相続手続きを行います。

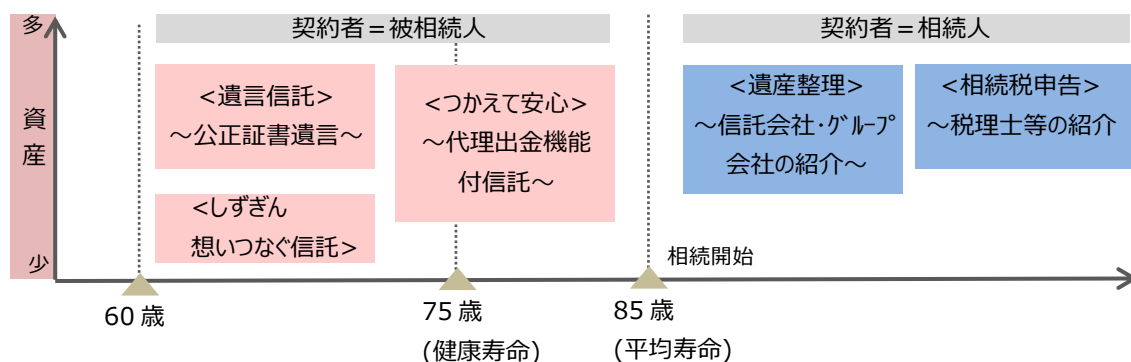
4. 手数料の優遇について

○遺言者が以下のお取り扱いをしていた場合、遺言の執行手続きに関する手数料を優遇します。

- ・静岡銀行、静岡ティーエム証券、マネックス証券での預金、有価証券、投資信託等のお取り扱い
- ・静岡銀行でのアパートローンなどの不動産担保ローンのお取り扱い

<ご参考> 静岡銀行の相続関連商品ラインナップ

～お客さまのもっとも身近なパートナーとして、資産承継に関わるさまざまな課題にワンストップでお応えします～



SHIZU-GIN

大切な想いと財産を次の世代に

しずぎんの遺言信託



Dream with you.



SHIZUOKA BANK

静岡銀行

静岡銀行が申し受ける費用 (2021年4月1日現在)

しずぎんの遺言信託では2つのプランをご用意しております。
遺言書の保管開始時の取扱手数料額に基づいた名称となっております。

	30万円型プラン 初期費用を抑えるプランです。	80万円型プラン 総費用を抑えるプランです。
① 遺言書の保管開始時 (取扱手数料)	330,000円(消費税等込み)	880,000円(消費税等込み)
② 遺言書の書き換え時 (変更取扱手数料)	55,000円(消費税等込み)	
③ 遺言書の保管期間中 (年間保管料)	無 料	
④ 遺言書の保管期間中 の中途解約時 (中途解約金)	無 料	
⑤ 遺言執行手続きの 完了時(消費税等込み) (遺言執行報酬)	執行対象財産に係る相続税評価額(*1) (消極財産控除前、但しB記載消極財産を除く)に 対して A B の計算を行った合計額とします。 最低報酬額は上記計算に関わらず、 1,100,000円とします。 A 静岡銀行、静銀ティーエム証券、マネックス証券と預託契約等(貸金庫契約を除く)を 締結している預金、有価証券、その他の預託財産に対して…………… 0% B 上記A以外の財産から静岡銀行での不動産担保ローン(*2)を差し引いた金額 に対して(但し、当該金額がマイナスとなる場合は、0円とします。) ● 5,000万円以下の部分…………… 2.20% ● 5,000万円超1億円以下の部分…………… 1.65% ● 1億円超 2億円以下の部分…………… 1.10% ● 2億円超 3億円以下の部分…………… 0.88% ● 3億円超 5億円以下の部分…………… 0.66% ● 5億円超10億円以下の部分…………… 0.44% ● 10億円超の部分…………… 0.33% ※ 財産の種類により財産の換金の際には株式取引手数料等、別途手数料が必要になる場合があります。 また、遺言執行に際して特別の手続きを要する場合は、規定の報酬以外に別途、特別の執行報酬をい ただく場合があります。	執行対象財産に係る相続税評価額(*1) (消極財産控除前、但しB記載消極財産を除く)に 対して A B の計算を行った合計額から 770,000円を差し引いた金額とします。 最低報酬額は上記計算に関わらず、 330,000円とします。

〈ご参考〉

就職通知発送後、静岡 銀行が遺言執行者を辞 任することを家庭裁判 所が認めたとき (遺言執行報酬)	a) 相続人(包括受遺者を含む)に対して相 続財産目録交付前	遺言執行報酬×20%(消費税等込み)
	b) 相続人(包括受遺者を含む)に対して相 続財産目録交付後	遺言執行報酬×50%(消費税等込み)
	c) 遺言執行者が執行対象財産の全て について名義変更後および換金手 取金を受領した後	遺言執行報酬×100%(消費税等込み)

- (※1) ① 相続税法および国税庁が定める財産評価基本通達に基づく相続税評価額。
② 遺言執行報酬を計算する「相続税評価額」は、課税価格の特例等(*)により減額される前の評価額となります。
また、債務の額は減額されません。
※ 課税価格の特例には、「小規模宅地等の相続税の課税価格の特例」等があります。くわしくは、税務署または税理士
等の専門家にご確認ください。
- (※2) 相続発生時点で、延滞、返済額の軽減等の条件変更がなく、団体信用生命保険の契約のない、不動産担保ローン。